



# 小澤三郎編U. G. マーフィー(モルフィ)関連自由廃業運動史史料(1) : マーフィーによる最初の自由廃業訴訟に関する史料と娼妓・佐野ふでの手紙

著者	林 葉子
雑誌名	キリスト教社会問題研究
号	69
ページ	91-129
発行年	2020-12-20
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00027835">http://doi.org/10.14988/00027835</a>

=資料=

## 小澤三郎編 U. G. マーフィー（モルフィ）関連自由廃業運動史史料（1）

—— マーフィーによる最初の自由廃業訴訟に関する史料と娼妓・佐野ふでの手紙 ——

Historical Sources of the Free Cessation (Jiyu Haigyo) Movement Created by Ulysses Grant Murphy Which Were Owned and Edited by Saburo Ozawa (1): Fude Sano's Case

林 葉 子

HAYASHI, Yoko

本稿は、同志社大学人文科学研究所の小澤三郎旧蔵史料に含まれている自由廃業運動史史料を紹介する連載の第一回目である。「自由廃業の父」と呼ばれたユリシーズ・グラント・マーフィー（モルフィ）が自ら所蔵していた裁判関連史料のうち、今回は、マーフィーが最初に手がけた自由廃業訴訟である佐野ふでの事件についての史料と、佐野の直筆の手紙を紹介し、本事件の概要について解説する。平田平三、木庭利器三、大儀見元一郎、松田順平の本事件への関与についての史料も紹介する。

This article is the first installment of a series which introduce primary sources on the history of the free cessation (Jiyu Haigyo) movement in Saburo Ozawa's Collection in the Institute for Humanities and Social Sciences, Doshisha University. In this article, I introduce historical materials of the first series of trials for the right of free cessation of licensed prostitutes in Japan. Its strategy was created by Ulysses Grant Murphy, a missionary, for Fude Sano a prostitute, who hoped to leave licensed prostitution quarters. I also introduce contributions to this movement from Heizo Hirata, Rikizo Koba, Motoichiro Ogimi, and Jumpei Matsuda.

I はじめに——人文研の小澤三郎旧蔵史料の中の自由廃業運動史史料

II 『自由廃業関係小沢資料』所収の佐野ふで関連史料とその価値

III 佐野ふで関連史料の翻刻と図版

注

## I はじめに——人文研の小澤三郎旧蔵史料の中の自由廃業運動史史料

同志社大学人文科学研究所（以下、人文研と略記）には、小澤三郎旧蔵のプロテスタント史史料のコレクションがある（以下、小澤三郎旧蔵史料と略記）。それは1971年初夏に小澤三郎（1909～1969年）の遺族から人文研に譲られた3,052点の文献・史料であり、すべて小澤が生前に購入、収集したものであった。<sup>(1)</sup> 人文研でキリスト教社会問題研究の基礎を形作った一人である故・杉井六郎は、1972年から1988年にかけて、『キリスト教社会問題研究』に「小沢三郎編日本プロテスタント史史料」と題する史料紹介を11回にわたって連載し、小澤三郎旧蔵史料に含まれる貴重史料の一部を翻刻し、詳細な注釈を加えている（20号～36号）。その第1回目には、小澤三郎旧蔵史料が人文研に譲られた経緯や小澤の略歴が記されている。

小澤三郎旧蔵史料の中には『UG モルフィ関係資料』と題された本があるが、それは小澤が自由廃業運動<sup>(2)</sup>を創始したメソヂスト・プロテスタント（美普）教会の宣教師・ユリシーズ・グラント・マーフィー（Ulysses Grant Murphy、以下、マーフィーと略記）<sup>(3)</sup>に関連する明治期以降の新聞記事をまとめた手書きの史料集である。様々な新聞や雑誌から小さな記事を収集し丹念に書き写したその世界に一冊だけの「本」からは、小澤の歴史研究に対する真摯な姿勢が伝わってくる。

人文研の書庫にはプロテスタント史の貴重なコレクションが数多く収められ

ているが、小澤三郎旧蔵史料の独特の存在感が気になっていたところ、人文研の書庫を探索していた時に、『自由廃業関係小沢資料』と表紙に記された書類の綴りを見つけた。それは、マーフィーが1899年以降、娼妓の自由廃業の権利を確立するための法廷闘争を行っていた当時から、アメリカへ帰国後も自分で保管し続けていた裁判関連資料を、最終的に小澤が譲り受けたものであった。その綴りの中に、娼妓だった女性たちがマーフィーらに自ら助けを求めて筆書きした手紙を見つけた時、私は、それらが自由廃業運動史に関する最重要史料であることに気づいた。

『キリスト教社会問題研究』では、これから複数回に分けて、それらの自由廃業運動史史料を整理、翻刻して紹介したい。それは特に、①娼妓研究（近代公娼制度研究）、②自由廃業運動史研究（特にマーフィー研究）、③日本プロテスタント史の史学史研究（小澤三郎研究）の三つに関連が深いと考えられる。『自由廃業関係小沢資料』（以下、『小沢資料』と略記）は第1綴から第3綴までと「雑」と記された袋に入ったものを加えた4部で構成されているが、第1綴と第2綴が主に自由廃業の裁判関連の史料であり、第3綴はマーフィーによる梅毒患者統計の調査史料である。「雑」には、この綴の史料をマーフィーが譲渡した頃の英文書簡や、本稿で紹介する娼妓・佐野ふでに関する史料が含まれている。

小澤氏には『幕末明治耶蘇教史研究』（日本基督教団出版局、1944年）や『日本プロテスタント史研究』（東海大学出版会、1964年）などの著作があるが、自由廃業運動を含む廃娼運動史について書き記したものは少なく、これまで、小澤の研究が女性史研究者の間で注目されることはほとんどなかった。しかし小澤自身は女性史に関心を寄せており、『日本プロテスタント史研究』では「『日本プロテスタント史研究』に直接役に立つ文献目録」として日本近代女性史研究会作成「婦人問題文献目録」（『明治文化全集』第16巻所収）を最初に挙げている。同書で小澤は「日本プロテスタント史研究」入門のテーマの一つに「婦人解放」を挙げ、「教会内」（の婦人解放）、「一夫一婦」、および「廃娼運動」

をその小項目とした。廃娼運動の項目においては、群馬の廃娼運動（キリスト者県会議員・湯浅治郎）、婦人矯風会（矢島楫子、ウエスト女史〔Mary Allen West〕）などに言及した後、次のように述べている。

明治三十二、三年の娼妓自由廃業における内外のキリスト者の活躍はもつとも華々しく、かつもつとも効果的であった。この運動の先端を切ったのが名古屋に伝道していた美善教会の宣教師 U・G・モルフィ（U. G. Murphy）である。彼は「自由廃業の父」といわれているが、民法第90条の「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ之ヲ無効トス」という法文に力を得、娼妓は善良の風俗に非ずとして、明治三十二年十月、名古屋地方裁判所に、娼妓佐野ふでの「自由廃業」に関する訴訟を起こした。これに引きつづき、自由廃業に関する数件の訴訟を起こし、あらゆる圧迫と戦い、明治三十三年におよび法廷で幾度か勝利を獲得し、娼妓自由廃業の道<sup>(4)</sup>を切り開いた。

この小澤の記載は一次史料に基づいて記された重要な箇所だが、ここに記された事実は、現在、ほとんど忘れ去られている。佐野ふでの一件こそ、マーフィーらによる最初の自由廃業訴訟であり、それを機に社会が大きく変化する転換点であったが、これまでは、それがどのような事件であったかを知りたくとも、その手がかりを得るのが難しかった。しかし『小沢資料』には、その事件の概要を知るための一次史料が含まれている。

なお、筆者は以前、近代公娼制度や廃娼運動について論じた拙著の中で、マーフィーによる自由廃業訴訟の娼妓の名を明記するか否かで迷い、結局、娼妓 A、娼妓 B…と匿名で記したことがあった。それは、自由廃業運動の時代のメディアが娼妓について報じる時に、娼妓本人の名前だけでなく親の名前や住所までもさらしていた事実の背後に、懲罰的な意味があったと考えられるためである。

遠い過去の事例であるため、彼女たちの名前を記したり顔写真を出したりすることは、歴史研究の一般的ルールに照らして問題がないとしても、生きている間に張見世の中で見世物のようにされてきた女性たちを、亡くなった後にまで好奇の目にさらすリスクのあることは、出来る限り避けたい。しかし本件に関しては、最初の自由廃業者である佐野ふでの名前を明らかにすることが、むしろ正しいと考えるようになった。<sup>(5)</sup>それは、彼女自身が自由廃業訴訟を望んでいたことを示す後述の手紙の存在を知ったからである。

## Ⅱ 『自由廃業関係小沢資料』所収の佐野ふで関連史料とその価値

これまでの研究の中で最初の自由廃業者である佐野ふでがほとんど注目されてこなかったのは、戦前の回顧録にも、その名前が記されなかったり間違った情報が記されたりしていたことが原因の一つだったと考えられる。

たとえば、1926年9月の『廓清』は自由廃業記念号として刊行され、そこには村上雄策の「自由廃業運動の初期」と題する論説が掲載されており、村上は「〔マーフィー〕氏は民法九十條があるから必ず廃業が出来るものだ、一つ法廷で争って見やうと決心した。その中に醜業の苦しさに堪えないで第一に氏の家へ逃げて来た娼妓は佐野ふみであった」と記しているが、<sup>(7)</sup>『小沢資料』によれば、この娼妓の名前は「佐野ふみ」ではなく「佐野ふで」が正しく、当時のふでは、マーフィーと遊廓の外で面会することが困難な状況にあったと考えられる。

さらに、その村上の記事を受けて、沖野岩三郎『娼妓解放哀話』（初版は1930年）は、「大正十五年の秋、古戦場たる日本を訪問した、自由廃業運動の父モルフィ氏の演説筆記に、佐野ふみという娼妓の名が見える。けれどもこれは伊勢神戸町十日市の油楼にいた佐久間ふみの記憶の間違いらしい」と記して、<sup>(8)</sup>佐野ふでの存在自体が不確かであるかのように書いている。

マーフィー自身は、それらが刊行されるよりも前に自由廃業運動の経緯を

記した本を出版しており (U. G. Murphy, *The Social Evil in Japan and Allied Subject with Statistics, Social Evil Test Cases, and Progress of the Anti-Brothel Movement*)、それは英文であるため刊行当時は日本人にあまり読まれなかった可能性が高いが、そこには、最初のケースとして、佐野ふで (Sano Fude) の名が記され、事件の経緯について説明されている。この本の他に、現在、比較的容易に閲覧できる関連史料としては、「人身自由問題」(『毎日新聞』1899年11月30日～12月7日)、「人身自由問題に就て」(『毎日新聞』1899年12月11日)、U.G. モルフ「日本に於ける人権上の大問題 新民法と縣令との衝突」(『東京獨立雑誌』第51号、1899年12月5日)や「名古屋の娼妓廃業事件」(『婦人新報』時報欄、第32号、1899年12月)がある。

それらと『小沢資料』を併せて検証することで確認できた佐野ふでの足跡は、下に掲げた【表】のとおりである。この【表】の右の枠に記した文書および図版の番号は、次章で翻刻や図版として紹介した『小沢資料』の文書のうち、それぞれの項目に関連のあるものの番号である。

【表】

年月日	出来事	文書番号
1898 (明治31) 年 3月25日	豊橋遊廓の娼妓・佐野ふでが、稼換のため、名古屋旭廓松坂樓の樓主・森田平太郎と、娼妓稼業および借入金について契約した。	文書 1 文書 2
1899 (明治32) 年 10月?日	佐野ふでが警察に廃業届を提出したが、樓主の調印が押されていなかったために受理されなかった。	
10月21日	佐野ふでが、樓主・森田平太郎に「娼妓廃業認諾の訴訟」(調印請求訴訟)を起こし(名古屋地方裁判所民事部)、同時に仮処分を申請した。その結果、佐野ふでは3日間、松坂樓で食事を断られた。	文書 3
10月24日	佐野ふでの申請に基づく「仮処分命令書」が出された(名古屋地方裁判所民事第1部)。	『小沢資料』 所収(「光」 号外)
10月26日	佐野ふでの実父佐野末吉と不破清警弁護士事務所の水野保彦が、樓主・森田平太郎に対して、裁判所の仮処分命令に従うよう前日に訴えたが、応じなかったため、名古屋門前町警察署で仮処分命令の執行を求めたが拒絶された。	

小澤三郎編 U. G. マーフィー（モルフィ）関連自由廃業運動史料（1）

年月日	出来事	文書番号
1899（明治32）年 10月27日	楼主・森田平太郎が裁判所の仮処分命令に従わないため、名古屋地方裁判所の執達吏が派遣されたが、森田は従わなかった。不破清警弁護士事務所の水野とマーフィーが愛知県警部長を訪問して森田の横暴を訴えたが、要望は受け入れられなかった。	
10月28日	楼主・森田平太郎が仮処分取消申請を行った。	文書 4
10月30日	佐野ふでの申請に基づく2度目の「仮処分命令書」が出された（名古屋地方裁判所民事第2部）。	
11月6日	佐野ふでが仮処分命令の執達吏に令状執行の猶予を求めたと誤解され、マーフィー等が父親の佐野末吉に事情を訪ねたところ、ふでと面会した末吉が、廃業を望むふでの手紙を受け取った。この頃、「娼妓廃業認諾の訴訟」の弁護士が交代した。	図版 1
11月13日	「娼妓廃業認諾の訴訟」の口頭弁論が行われた。裁判所の仮処分命令の執行のために執達吏が動いたところ騒動が起こり、巡査の妨害により佐野ふでは遊廓外へ出られなかった。	文書 1 文書 2
11月17日	「娼妓廃業認諾の訴訟」判決が出て、佐野ふでが勝訴した（名古屋地方裁判所民事第2部）。しかし、佐野ふでは遊廓から出られなかった。	文書 5
11月22日	マーフィーらが愛知県庁へ行き、愛知県知事・沖守固に、佐野ふでの解放を求めて談判した。しかし、沖知事は裁判所の判決があっても娼妓取締規則を励行すべきだと主張した。	
11月30日	『光』号外が、佐野ふでの「娼妓営業廃止起訴及勝訴之顛末」を報じた。同号外は、佐野ふでが勝訴したにもかかわらず楼主の元から逃れられないのは不当だと訴えた。	『小沢資料』 所収
12月2日	名古屋門前町の警察署で、佐野ふでとマーフィーらが面会した。ふでは「40余日の長き間、到底忍耐することが出来ませんゆえ、一切親戚に任せました」と述べた。	
12月4日	佐野ふでの娼妓廃業訴訟が願い下げられた。マーフィーらは、佐野ふでの解放を求めて名古屋地方裁判所へ赴き、川渕検事正と面会したが、検事正は、執達吏が命令を実行していないことを認めなかった。	
12月5日	U.G. モルフ「日本に於ける人権上の大問題 新民法と縣令との衝突」が『東京獨立雑誌』第51号に掲載された。	
12月12日	マーフィーらが、佐野ふでの解放を求めて愛知県知事を訪問した。	
12月20日	マーフィーらが「娼妓廃業訴訟願下二関スル事実調査ノ結果」と題する謄写版文書を作成、配布した。	図版 2 文書 6
12月25日	「名古屋の娼妓廃業事件」（時報欄）が『婦人新報』第32号に掲載された。	
1900（明治33）年 2月1日	『光』第52号が謄写版の「娼妓廃業訴訟願下二関スル事実調査ノ結果」の内容を転載した。	『小沢資料』 所収
3月3日	マーフィーらが「娼妓廃業訴訟願下二関スル事実調査ノ結果」の謄写版文書を作成・配布したことが「出版法違反」にあたる容疑について、無罪判決が出された（名古屋区裁判所）。	文書 7
3月30日	マーフィーらの「出版法違反」事件で検察が控訴し、第2審判決で有罪、罰金刑となった（名古屋地方裁判所刑事第1部）。	文書 8



年月日	出来事	文書番号
1900（明治33）年 4月25日	マーフィーらの「出版法違反」事件の上告が棄却された（名古屋控訴院刑事部）。	文書9

佐野ふでは、未成年の頃から豊橋の遊廓で娼妓稼業をしていたが、180円の借金があったため早くその借金を返したいと願い、名古屋旭廓の松坂楼の席主（楼主）・森田平太郎に245円の前借金をして同楼へ移った。しかし、そこで一年以上儉約につとめて働いた結果、かえって彼女の借金は約280円に増えてしまった。そのため彼女は、遊廓で真面目に働いても借金はますます増えるばかりだと気づき、元娼妓の知人からの強い勧めもあって、廃業しようとするようになった。<sup>(9)</sup>

『小沢資料』の文書1（「借用金証券」）、文書2（「交換契約證」）からは、ふでが楼主の森田と結んだ契約の詳細を知ることができる。ふでは松坂楼で娼妓稼業を始めるにあたって、自分の持ち物の一切を「抵當」として楼主に渡さなければならず、それらの物を使用するには「借用」する必要がある。娼妓稼業をやめたり（廃業）、他の娼家へ移ったり（稼換）するためには、借金を利子も含めて即日で返さなければならないと定められていたが、元々、多額の借金を背負っているために娼妓稼業を続けている彼女にそのような即日の返済はほぼ不可能であることを考えれば、そのような取り決めは、彼女に自分の都合で廃業したり稼換をすることを禁じているのと同義であった。

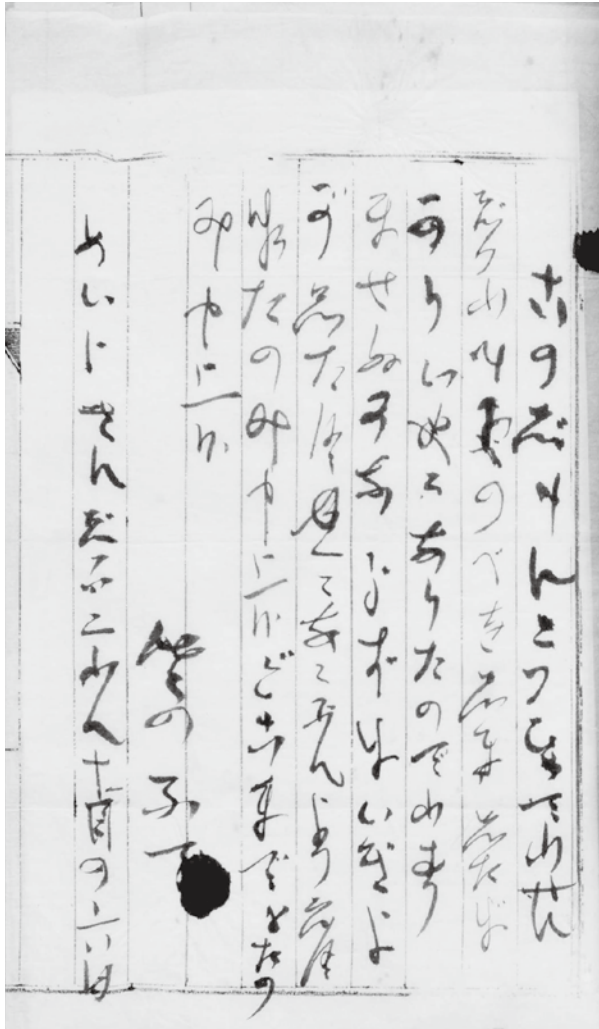
娼家内での稼ぎや金銭使用に関するルールも、ふで側に、きわめて不利な内容になっている。ふでは、自分の稼ぎの中から賦金（税金）を支払った後、残りの半分を楼主に渡さなければならず、さらに自分の取り分の中から、「別部屋」の料金や、性感染症で入院した時の食費や寝具料を支払わねばならなかった。稼ぎよりも使用する金額が大きければ、その差額が新たな借金となり、さらにその借金に利子がついて金額が膨らんでいく形になっていた。

廃業しようと決めたふでは、警察に廃業届を出したが、楼主の調印がなかったために受理されなかった。そのため、ふでは名古屋地方裁判所で楼主に調印を求める調印請求訴訟（娼妓廃業認諾の訴訟）を起こし、それがマーフィーが関与した自由廃業訴訟の第一号となった（文書3「訴状」<sup>(10)</sup>）。マーフィーらはその訴状を出すと同時に、ふでが遊廓から出られるよう同裁判所に「仮処分申請」を行なった。結果として、ふでは勝訴し（文書5）、仮処分命令も出されることになった。これ以降、佐野ふでの事件に中心的に関与したのは、マーフィーと弁護士の増田鋌吉、佐藤知一の他、文書6～9の内容から推して、平田平三（メソヂスト教会牧師、『光』編集者）、大儀見元一郎（美普教会牧師）、松田順平（メソヂスト教会伝道師）、木庭利器三<sup>(11)</sup>であったと考えられる。

楼主側は名古屋地方裁判所の命令に従わず、抵抗する姿勢を見せた。文書4は、楼主・森田を原告とする仮処分取消申請の内容である。楼主を訴えた後も遊廓内に留まらなければならなかったふでは、楼主側が裁判所の仮処分命令に従わないために派遣された執達吏との間に誤解が生じ、ふで自身も娼妓廃業訴訟の願下を望んでいるのではないかと疑われたため、マーフィーら自由廃業訴訟の支援者らが、ふでの父親の末吉に問い合わせたところ、末吉はふでと面会し、ふでの思いを綴った手紙を支援者らに持ち帰った。図版1は、その手紙の原本である。そこには次のように記されている。

このじけん二つひてわ せんじつわひのべをしましたばかり、いやになったのでわありませぬ かならずはいぎよがしたきゆへニ な二ぶんよろしく 御たのみ申上候 どこまでもたのみ申上候

[この事件については、先日は日延べをしましたばかり、嫌になったのではありませぬ。必ず廃業がしたきゆえに、何分よろしく、お頼み申し上げ候、どこまでも頼み申し上げ候]



佐のふで

めいじさんじふ二ねん十一月の六日

そしてこの手紙を受けて、マーフィーらは、佐野ふでの遊廓からの脱出のために、いっそう尽力したのである。マーフィーらは、たびたび県庁や警察署を訪れてふでの解放を求めたが、それが実行されなかつたばかりか、楼主等は、ふでの廃業届に調印すべきだと認めた地方裁判所での訴訟を取り下げるよう、ふでやその父親に圧力をかけ、ついにふでは、この時点での自由廃業を諦めてしまった。

マーフィーらは、この一連の出来事の不正性を「娼妓廃業訴訟願下ニ関スル事実調査ノ結果」と題する謄写版文書で訴え、西郷従道（内務大臣）、小松原英太郎（内務次官）、清浦奎吾（司法大臣）、安樂兼道（警保局長）、木下尚江（東京毎日新聞社）、龍居頼三（東京日々新聞社）、大久保慎一（大坂毎日新聞社）、川淵龍起（名古屋地方裁判所）、矢島楫子（矯風会）、磯田叡三郎（弁護士）といった人々に配布した。その配布した原本（後掲の図版2）を、本稿では文書6として翻刻している。

マーフィーは、平田平三、木庭利器三、大儀見元一郎、松田順平と協力し、「娼妓廃業訴訟願下ニ関スル事実調査ノ結果」を印刷、配布することによって、佐野ふでの事件をめぐる行政や遊廓関係者の不正を訴え、佐野の救済を求めたが、マーフィーらは「出版法違反」で起訴されることになった。第一審は無罪判決だったが（文書7）、第二審では有罪となり、罰金刑となっている（文書8）。マーフィーらは上告したが、名古屋控訴院の判決は上告棄却であった（文書9）。この「出版法違反」事件では「ミミオクラフ」等と記された謄写版(mimeograph)の文書が「出版」にあたるか否かが争点の一つとなったが、その謄写版の現物の画像が図版2である。

これら一連の史料には、自由廃業運動の黎明期に生きた娼妓たちにとって、自らの意思で廃業することがいかに困難だったかが示されている。地方裁判所の命令に逆らっても佐野ふでを廃業させまいと画策する楼主たちや娼妓廃業に協力しようとする行政官や警察は何ら罰せられることなく、逆に、廃業し

たいと訴えた佐野ふでは長期間にわたる拘束によって疲弊させられた上で転売されることになった。そして、彼女を助け出そうとしたマーフィーらには「出版法違犯」で有罪判決が下される結果に終わった。しかしこの最初の事件における取り組みが、その後、娼妓の遊廓からの合法的な脱出を可能にした数々の自由廃業訴訟の礎となったのである。

### Ⅲ 佐野ふで関連史料の翻刻と図版

#### 文書 1 (「天野法律事務所用紙」)

証拠物寫

乙第壹號

印紙 印紙

印紙 印

借入金証券

一 金貳百四拾五円也 但利子元金壹円ニ付壹ヶ月金壹錢貳厘五毛宛ノ約  
稼人現在所有品及将来新調品共抵當トシテ貴殿へ相渡シ置入用ノ時々借用致シ  
候事

前書金員連帶ニテ正ニ借用候処確實也則チ返済方法之義ハ別紙契約証ニ基キ履  
行可仕候借主ノ内稼人廃業又ハ稼換及ヒ他借其他ノ原因ニ抛リ貴殿ニ損害アリ  
ト御認メ請求アルトキハ其日ヲ以テ返期トシ速ニ元利返金可仕候若シ返金不行  
届ノ節ハ前書抵當品ヲ賣却シ該金ヲ以テ償却ニ充テ尚ホ不足アルトキハ連借人  
一同ヨリ元利金皆済可仕候為後日借入金証書依テ如件

愛知県西春日井郡〇〇町大字〇〇〇〇番戸

明治三十一年三月廿五日 借主 佐野 ふで 印

同県同郡同町番戸

実父 借主 佐野 末吉 印

同県同郡同町〇〇番戸

親戚 保証人 加藤 〇〇 印

**文書2**（「天野法律事務所用紙」）

森田平太郎殿

乙第貳號

**印紙** 印

交換契約證

- 一 佐野ふで義森田平太郎方ニ在テ娼妓稼業致シ其所得ヲ以テ返金ノ目的ト可致候事
- 一 正業ニ復スル為メ借入金皆済致候上ハ席主ニ於テ廃業ニ故障致ス間敷候事
- 一 営業上ニ関スル規則及規約ハ勿論此契約ヲ堅ク遵守シ誠実ニ履行可致候事
- 一 席主廃業又ハ止ムナキ事情ニ依リ娼妓ヲ他ヘ寄寓換ヲ為サシメントスルトキ又ハ娼妓ノ都合ニ依リ稼換ヲ為サントスルトキハ双方示談承諾ヲ得ルニ至ラサレハ決行致ス間敷候事
- 一 娼妓稼中揚代金取引ノ義ハ一切席主ニ任セ置キ線香一炷金拾錢ト相定メ其所得ハ毎月末双方立會ノ上計算可致候事
- 一 揚代金総額ノ内ニテ賦金を扣除シ残金ノ五歩ヲ席主ニ五歩ヲ稼人ノ所得トス  
但稼人食費寄寓其他ノ雜費ハ席主ノ負担トス身体ニ関スル諸費ハ本人ノ負担トス
- 一 前項所得金高ノ内左ノ諸費ヲ引去リ其残金ハ借入金ノ返済ニ充ツルモノトス 但遊客不払ノ分ハ双方ノ損失トス
  - 一 別部屋費壹ヶ月金  
但日割計算ノ事
  - 二 稼中時借シタル金員

三 前借金ノ利子

四 驅椓院入院中ノ食費寢具料

一 前項ノ計算上ニ於ケル殘金ハ元金ノ内ヘ返金スルハ勿論ナルモ萬一不足額ヲ生シタル其金額ハ翌月元金ニ加ヘ相當利子ヲ附スルモノトス  
但不足金額拾円以上ニ滿ツルトキハ其都度親屬ニ通知スヘシ

一 計算ヲ明カニスル為メ左ノ帳簿ヲ設クルモノトス

一 第一號計算帳

本簿ハ二冊ヲ製シ収支ヲ明記シ規約第十七條ノ手續ヲ經乙簿ヲ稼人ニ渡シ置クモノトス

一 第二號金錢借用帳

本簿ハ席主ニ於テ稼人ノ時借ヲ明記シ精算ノ用ニ供スルモノトス

一 第三號稼高明細帳

本簿ハ甲乙二冊ヲ製シ甲ハ席主乙ハ稼人ニ於テ互ニ線香數ヲ記シ毎月末照合スルモノトス

一 逃亡其他稼人ノ過失ニ依リ生シタル費用ハ悉皆本人ノ負担トス

一 自分ノ携帶スル所有品ハ悉皆借用金ノ抵當ニ差入シ置候間恣ニ他ヘ持出シ又ハ質入賣却等致間敷候事

但席貸主ハ抵當品目錄ヲ製シ本人ニ渡シ置クモノトス

右之事項本人及連借ノ親戚席主間ニ結約候ニ付本人及席貸主ハ互ニ壺通ヲ所持シ後証ニ供スヘキ者也

明治三十一年三月廿五日

稼人 佐野 ふで 印

実父 佐野 末吉 印

親戚 加藤 ○○ 印

席主 森田 平太郎 印

前書契約之趣相認候也

取締役 林 潮真 印

右之通ニ候也

明治卅二年十一月十三日

被告訴訟代理人 天野 景治 印  
大喜多寅之助 印  
藍川 清成 印

名古屋地方裁判所  
民事第二部 御中

**文書3**（『光』号外（光社、1899年11月30日）所収）

訴状

愛知県西春日井郡〇〇町大字〇〇  
〇〇番戸平民農佐野末吉二女  
當時名古屋市東角町貸座敷営業森田平太郎方

原告 佐野 ふで

名古屋地方裁判所々属辯護士

増田 鋌吉

佐藤 知一

愛知県名古屋市東角町平民貸座敷営業

被告 森田 平太郎

- 一 娼妓廢業認諾ノ訴訟
- 一 本件ハ名古屋地方裁判所ニ提起ス
- 一 本件ハ価格ハ見積ルヲ得ス

一定ノ申立

被告ハ原告カ娼妓ノ廢業届ニ連署ヲ為スベシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ乞フ

事実

原告ノ父末吉ハ貧窮ニシテ生活力ニ乏シキヨリ明治三十一年舊三月中被告ヨリ



金貳百四十五圓ヲ借用シ原告ヲシテ娼妓タラシメ其出稼高ヲ以テ返金センコトヲ約シ原告ヲ同家ニ寄留セシメタリ而シテ原告ハ娼妓トナルハ固ヨリ心底ニ甘セザルノミナラズ斯ル醜業ハ世ノ指彈スル所トナリ幾何相稼ゴモ其稼金ハ一モ借金返濟ニ充ツルヲ得ズ却テ年々借金ヲ増加スルニ至リ貧究ヲ救ハントシタル父ヨリ鬻テ月々多少ノ送金ヲ受クルガ如キ逆境ニ陥リタリ故ニ此儘娼妓ヲ繼續スルトキハ借金ヲ皆濟シ得ザルハ勿論終身羈束ノ身トナリ一家ノ侍養ハ得テ望ムベカラザルニ至レリ依テ今ヤ娼妓ヲ廢業シ實家ニ歸リテ勉勵正業ニ従事シ被告ニ對スル借金ハ漸次返濟ノ方法ヲ盡サントス然ルニ樓主即チ被告ハ借金ノ濟ザル間ハ廢業ヲ為サ、ル契約アリトテ毫モ之ヲ肯セズ原告ヲシテ永ク不道德ニシテ且醜惡ナル業務ニ繫ラシメ一身ノ自由ヲ拘束セントセリ然トモ原告ハ斯ル不人情即チ一身ノ自由ヲ過度ニ制限スルガ如キ契約ハ恰モ人身ヲ擔保トナスモノニシテ最モ善良ノ風俗ニ反シ民法上無効ノモノナリト信ズ而シテ原告ハ既ニ丁年以上ナルヲ以テ親權ニ服從スルモノニアラス斯ル無効ノ契約ヲ守ルヲ得サルヲ以テ被告ハ速ニ原告ノ廢業届ニ連署スヘキ様裁判アランコトヲ希望仕候

#### 立證方法

甲第一號證ハ戸籍ノ抄本ヲ以テ其身分ヲ證ス

右出訴仕候也

右

明治卅二年十月廿一日 佐藤 知一

名古屋地方裁判所民事部御中

**文書4** (「法学士弁護士大喜多寅之助所用」用紙、十一月十日午前九時と記した付箋の添付あり)

仮処分取消申請

愛知県名古屋市東角町平民貸座敷営業

申請人 森田 平太郎

名古屋地方裁判所々属 弁護士

右代理人 天野 景治

大喜多寅之助

愛知縣西春日井郡〇〇町大字〇〇〇〇番戸

平民農佐野末吉二女

当時名古屋市東角町平民貸座敷営業森田平太郎方

被申請人 佐野 <sup>{ママ}</sup>ふて

取消申請ノ理由

- 一 申請人ハ被申請人ノ申請ニ依リ御廳本年假処分第九二号ヲ以テ被申請人ノ娼妓廢業届ニ連署スベキ旨御命令相成候
- 一 申請人ハ右命令ニ應ジ届書ニ連署シ一旦廢業届出スルニ於テハ本案訴訟申請人ノ勝訴ニ歸スルトスルモ申請人ハ被申請人ニ對シ直ニ娼妓營業契約ヲ実行セシムル能ハズ更ニ訴訟ヲ提起スルカ其他ノ方法ヲ取ルニ非ラザレバ本案訴訟ニ於テ直ニ權利ノ実行ヲ見ル能ハズ故ニ申請人ハ被申請人ガ所謂仮定地位設定ノ為メ本案訴訟ニ於テ回復スベカラザル權利を毀損セラル事ニ相成候
- 一 元來被申請人ガ仮処分命令ノ申請理由ハ民訴七百六十条ニ基キ急迫ナル強暴ヲ防グ為メナリト云フト雖モ一モ其証左ナキノミナラズ申請人ハ被申請人ニ對シ常ニ優待シツ、アルナリ故ニ被申請人ガ訴權実行ヲ完全ナラシムル為メ休業若クバ其他適當ナル方法ヲ以テ仮処分ノ方法ヲ申請スルニ於テハ敢テ異存ナキモ本年假処分命令ノ如キ方法ニ於テハ前項記載ノ如ク申請人ニ他日失權ヲ來スノ恐リアルヲ以テ速ニ其取消ノ御命令相成度此段民訴七百五拾九条ニ依リ申請候也

明治卅貳年拾月廿八日

申請人 天野 景治

大喜多寅之助

名古屋地方裁判所

民事部御中

**文書5**（『光』号外（光社、1899年11月30日）所収）

判決主文

（原被両告及辯護士姓名ハ畧）

被告ハ原告ノ娼妓廢業届ニ連印ヲ為スコシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

事實

原告代理人一定ノ申立ハ主文ノ如ク判決アリタシト云ヒ其陳述ノ要旨ハ原告ハ明治三十一年三月中被告ヨリ金二百四十五圓ヲ借用シ其返済ノ為メ原告自ラ被告方ニ於テ娼妓ヲ稼ギ其所得ヲ以テ返金ニ充テ而シテ債務返済ノ後ニアラザレバ廢業ヲナサズル事ヲ契約シタリ因テ爾來一ケ年有余ノ間被告方ニ寄寓シ孜々其業ヲ稼ギタルモ益々負債ヲ嵩ムルノ逆境ニ沈淪シ此儘醜業ヲ繼續スルトキハ終身ノ羈束ヲ脱ル、ノ期ナキヲ以テ今ヨリ正業ニ復シ漸次被告ニ對スル債務ヲ返済セント欲スルモ斯業ヲ廢スルニハ行政上ノ取締規則ニ於テ楼主タル被告ノ連署アル届書ヲ要スルニ付キ連署ヲ求メタルモ被告ハ之ヲ容レザル故已ムナク本訴ヲ提起シタル次第ナリ然ルニ被告代理人ハ乙號證契約ニヨリ原告ハ被告ニ對スル債務ヲ完済スルマデハ自由ニ廢業ヲ為スヲ得ズト云フモ該契約ノ原告ニ於テ債務ヲ完済セザルカ若クハ完済スル能ハザルトキハ自己ノ意思如何ニ關セズ終生タリトモ身体ノ自由ヲ拘束スル契約ニシテ公ノ秩序ニ反シタル明ナリ況ンヤ娼妓稼業ハ人類無上ノ醜業ニシテ女子ノ品性ヲ保ツニ最モ至要ナル貞操ヲ汚サンコトヲ目的トスルモノナレバ其業務ニ服センコトヲ要求シ居ル乙號證ノ如キハ最モ善良ノ風俗ヲ害スル契約ナルヲ以テ民法上ノ効力ヲ有スルモノニアラズト云ヒ

被告代理人一定ノ申立ハ原告ノ請求ハ棄却アリ度ト云ヒ其答辨ノ要旨ハ原告代理人ニ於テ自認スル如ク原告ハ自ラ被告方ニ於テ娼妓營業ヲ稼ギ其所得ヲ以テ

返金ニ充テ債務ヲ完済スルマデハ自恣ニ廢業ヲ為サザル契約ヲ締結シナガラ未ダ其債務ヲ完済セズシテ本訴ノ請求ヲ為スハ不當ナリ而シテ娼妓稼業ハ各地方殊ニ本縣ニ於テモ縣令ヲ以テ公許シ居ル處ナレバ債務返済ノ為メ斯業ヲ為サンコトヲ約束シタレバトテ公益ニ違反シタル筈ナク又原告ニ於テ債務ノ返済ヲ完了スルトキハ何時タリトモ自由ニ廢業ヲ為シ得ベキモノナレバ未必ノ關係ニ屬スル返金不能ノ事實ヲ仮設シ來リテ直チニ該契約ヲ目シ終身自由ヲ束縛スルモノトスルハ早計モ亦甚シキ主張ニシテ原告代理人ノ攻撃ハ總テ失當ナリト云フニ在リ

### 理由

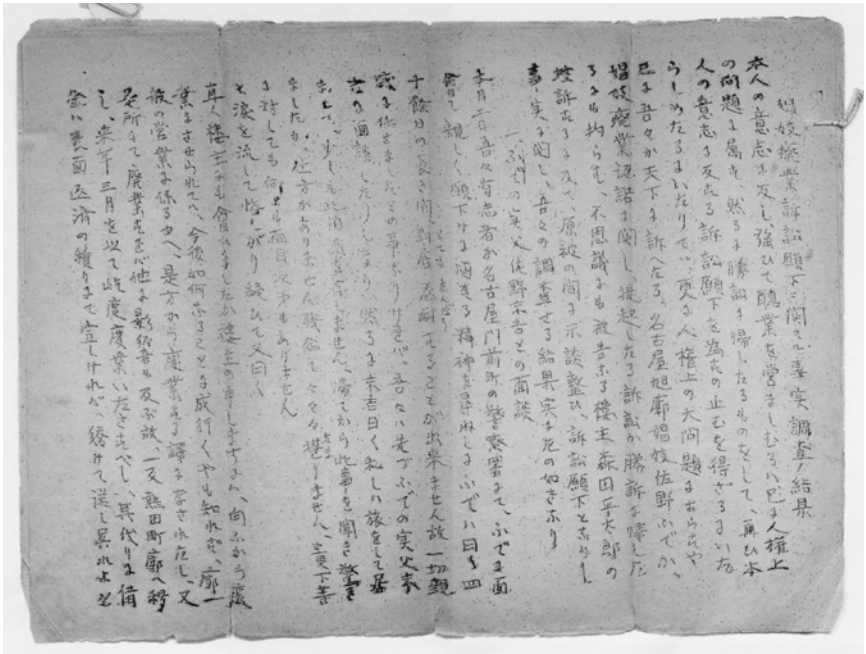
案スルニ娼妓稼業ハ一種ノ醜業ニシテ素ヨリ慊悪ス可キ事柄ナルモ各地方殊ニ愛知縣下ニ於テモ行政官廳ヨリ之ヲ公許シ居ル處ナレバ當事者間ニ於テ相當ノ期間ヲ限定シ該稼業ヲ營マンコトヲ約スルニ於テハ之ヲ以テ直チニ公益ニ違反シタル契約ナリト認ムルヲ得ズ因テ原告代理人ガ斯業ヲ目的トスル契約ハ何レノ場合ヲ問ズ絶対ニ無効ナリトノ攻撃ハ矯激ニ過キタル断言ニシテ之ヲ採用シ難シト雖モ當事者間ノ争ナキ事實ニヨレバ乙號契約ニ娼妓營業ノ期間ヲ限定セズ原告ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ娼妓稼業ヲ廢止スルヲ得スト云フニ在ルヲ以テ本件ノ當事者ハ該證ニ依リ其債務ヲ完済セザル乎若クハ完済スル能ハザルトキハ其意思ノ如何ニ関セズ終身タリトモ廢業ヲ許サザルコトヲ締結シタルハ明ナリ抑々各人ハ法律上別段ノ規定アル場合ノ外ハ如何ナル場合ト雖モ契約ニ基キ終身ノ自由ヲ拘束スル権能ナキハ法律上絶対ノ事柄ニシテ例外ノ場合アルコトヲ許サザルモノナリ然ルニ本件ノ契約ハ前段説明ノ如ク永遠無窮ノ間原告ノ自由ヲ拘束シ得ルコトナレバ其公ノ秩序ヲ蹂躪シタル無効ノ契約ナルコトハ蓋シ言ヲ待ザル所ナリ故ニ此点ニ對スル原告代理人ノ攻撃ハ最モ理由アルモノニシテ被告ニ於テ原告ノ廢業ヲ拒ムベキ筋合ナキハ自明ノ理ナルヲ以テ原告ノ請求ヲ至當ト認メ主文ノ如ク判決セリ

明治三十二年十一月十七日

於名古屋地方裁判所民事第二部

裁判長判事	守永	兵治
判事	結城	顕彦
判事	春田	浩

図版2



文書6 (謄写版(「ミミヨグラフ」)の現物)

娼妓廃業訴訟願下ニ関スル事実調査ノ結果

本人の意志に反し、強ひて醜業を営ましむるハ、已に人権上の問題に属す、然るに勝訴に帰したるものをして、再び本人の意志に反する訴訟願下を為すの止むを得ざるにいたらしめたるにいたりてハ、更に人権上の大問題にあらずや已に吾々か天下に訴へたる、名古屋旭廓娼妓佐野ふでか、娼妓廃業認諾に関し、

提起したる訴訟か勝訴に帰したるにも拘らず、不思議にも被告なる楼主森田平太郎の控訴するに及て、原被の間に示談整ひ、訴訟願下となりし事実に関し、吾々の調査せる結果実に左の如きなり

一、ふでの実父佐野末吉との面談

本月二日吾々有志者か名古屋門前町の警察署にて、ふでに面會し親しく願下けに関する精神を尋ねしにふでハ曰く四十餘日の長き間、<sup>とてもしんぼう</sup>到底忍耐することが出来ません故一切親戚に任せましたとの事なりければ、吾々ハ先づふでの実父末吉に面談したりしなり、然るに末吉曰く私しハ旅をして居まして、少しも此相談を存しません、帰てから此事を聞き驚きましたか、仕方ありません残念で々々々<sup>たま</sup>堪りません、貴下等に対しても何とも面目次第もありませんと涙を流して悔しがり続ひて又曰く

直く楼主にも會ひましたか楼主の申しますにハ、向ふから廃業にさせられてハ、今後如何なることに成行くやも知れず、廓一般の營業に係るゆへ、是方から廃業する譯になされたし、又是所にて廃業すれば他に影響も及ぶ故、一反熱田町廓へ移し、來年三月を以て屹度廃業いたさすべし、其代りに借金ハ表面返済の積りにて宜しければ、続けて諾し呉れよとのこととありますれハ、來年の三月まで泣寝入りにするより仕方ハありません

との事なり、新聞の報する所によれば、ふでの借金二百八十円の中、百円ハ熱田廓より前借し、百円ハ叔父某より、残金ハ所有の諸道具を抵當にして返済せるやに記したれども其實ハ、表向きの沙汰にして、内幕ハ何所迄も事を曖昧に葬るの手段なり、而してふでハ間もなく熱田町廓水野岩吉方<sup>くらかへ</sup>へ鞍替するの不幸をみるにかたれり

二、川淵<sup>ママ</sup>検事正との面談

去る四日名古屋地方裁判所にて、吾々有志者ハ川淵<sup>ママ</sup>検事正と長刻懇談せり、吾々ハ陳述しらく裁判所の命令行はれず、地方官の頑固なる抵抗よりして、事の此所に至れるハ遺憾極りなきなりと川淵<sup>ママ</sup>検事正ハ曰く、裁判所の命令行はれざり

しに非ず、執達吏ハ命令を執行し了れりと従命せり、行政官ハ未だ公然判決の命令に抵抗せりとの事実を認めず

と言はれたり、是れ或ハ、然らん、然れ是只表面の理論なり、事実を見聞するもの誰れか如此皮想の空理に腹せんや、執達吏か職務執行の真中に、飛び込み、警官か取締規則を振り廻りして喧嘩を仕掛けるのみ、命令を拒むと云はんや、然れとも僅に執達吏か執行する命令を承諾せしめ、(午后二時より八時頃に至りて) ふでが実父と共に戸外に出てんとするとき、警官か明かに取締規則によりて之を抑制したり、これ警官か命令に抵抗したるにあらざる乎、其後有志者ハ幾回も命令書を、警官に示したりき、然れども固く拒んで容れさりき、實際を言へハ當日ハ森田方の内外に人充滿し、実に不穩の状態ありければ、執達吏もソコ々々々して逃れ去りしなり、執達吏に勇氣と親切とあらバ、廓外まで位ハ伴れ出しても好からずや、ふでなる一婦女、実父なる一野翁か果して佩劍厳めしき巡查部長其他二人の警官に、能ク抵抗しても此場合を脱し得べるや、當日今一人の傳道士某か実父末吉と附添ひいたりしか、執達吏の足、戸外に出るや否やサンザンドヤサレたるのみならず、暴漢をびやの嚇かす所となり匆々免れ帰りしなり、是事のありしハ十一月の十七日にして、願下の現はれしハ実に其翌十二月四日にあらずや

裁判所ハ此間果して、判決命令ハ執行せられ、娼妓ふでハ已に、自由の身となりて父家に「復帰せり」と信じ居たりしにや不審いふかし

好し裁判所ハ如此ありたるにせよ、行政廳ハ明ニ此命令に對し峻拒しゅんきよし居たりし事実の證明を為さん

### 三 警察署の證明

有志者ハ本月五日左の證明書を携へ、名古屋門前町の警察署に至り其證明を乞へり

十月廿六日不破弁護士事務所員水野保彦ハ楼主に対し、廢業届に連署すべしとの裁判所の仮處分命令を佐野ふでの実父と共に、楼主の許に携へ到りしに

楼主ハ之に應ぜざりしに依り、門前町警察署長に面し、其執行方を請ひしに拒絶せられたり

又

十月廿七日仮処分命令を執達吏により、執行せんとせしも楼主の妻之を拒絶せしを以て、水野保彦及ユー、ジー、モルフの二人ハ門前町警察署に到り既に裁判所より廃業届に連署すべしとの命令ある以上ハ仮令楼主に於て連署を拒むとも已に連署したるものと全一の効果を與へ一時廃業を許し楼主の内より出つるを得る様取計はれたしと願ひしも市原署長ハ之を容れざりし

又

辨護士不破清警ユー、ジー、モルフの二人ハ小川警部長に面し警察署に於て仮処分命令を執行し呉れざるに付執行し呉る、様命令ありたしと請求したるに小川警部長ハ懸念ある故左様なる事出来ずとて拒絶されたり（此れハ十月廿七日の事なり）

警察署ハ右ノ証明書に対し相違なき旨證明せられたり又最後に多少の騷擾を極めたりしときの證明をも請へり即ち

十一月十三日佐野ふでを実父の許に復歸せしむべしと云へる裁判所の仮処分の命令を執達吏により執行せんとせしに、大騒動起り長時間の後執達吏先つ戸外に出て続ひてふでハ実父と共に出来んとせしとき巡查部長青山氏他二名の巡查と共に強て戸内に入らしめたり

此證明署に対して、青山氏自身も證明し、又警部松田杉本の二氏も承諾せられたり、而して吾々が右の請求を警察署に為す毎に、裁判所の命令書の写をも携帯して之を示せしなり

警察官カ飽迄堅く執りて動かす、徹頭徹尾其命令を拒みたりしも、亦所以なきにあらざりき

#### 四、知事沖守固氏の証明

吾々去る十二日沖愛知縣知事を訪ひ、左の証明書をも得たり即ち



明治卅二年十一月廿二日愛知縣廳ニ於て拙者共沖愛知縣知事ニ面會し佐野ふで廢業の件に付談判中沖知事ハ名古屋地方裁判所の判決ありとも席貸茶屋及娼妓取締規則存する以上ハ之を勵行すべしと斷言せしハ事實なりとす

此の如く知事も之を承認するなれば行政者ハ極めて明了に、故意を以て、裁判所の命令に抵抗しつゝあるなり、裁判所ハ公けに其衝突を認めずとハ何事ぞ、殊に警官ハ其職務行政上の範圍にあるのみならず、司法の職務をも兼るものにて現に検事正の所轄をも受くるものにあらずや、吾々ハ今回の事件に関し司法行政の間に衝突の跡を認めずと云へる語を以て、書生の空論にも価せずと思ふなり

而してふでは事実上の衝突の爲めに、終に再び身を苦界に沈め、自己の本心に背きて醜業を営まざるべからざるに至る豈に悲惨の極にあらずや

初めふでの訴訟を提起せるや、間もなく原被両告の間に示談整ひたりとて、訴訟願下の申請書を出せり、吾々ハ直に実父末吉をして本人の心底を尋ねしめしにふでハ自筆にて左の書を其実父に渡せり

このじけんに付てハ、志つハひのべを志ましたばかり、いやになつたのでハありませぬ、かならずはいぎやうしたきゆへに、なにぶんよろしく、御たのみ申上候、どこまでもたのみ申上候

佐のふで

此書面の外にも、ふでの自筆にして、同じ精神を表はせるものあるなり

此の如く前後の事情を明にすれば、ふでの精神ハ今尚ホ始の如し、其訴訟願下の止むを得ざるにいたりしハ實に他より余儀なくせられしや疑なりなり

其余儀なくせられしとハ何ぞ、曰く緩慢なる裁判所の処置、行政者の頑固なる抵抗其重なるものなり噫、哀むべし、一婦人の権理は終に伸ひるを得ざる乎、否これ吾人々権上の一問題なり

**文書7**（謄本、「名古屋区裁判所」用紙）

判決原本

北亜米利加州合衆國メリーラント

ドロブブリヂ村全国人基督教々師

當時愛知縣名古屋市〇〇町〇〇〇〇番戸

ユージーモルフ

明治二年八月生

青森縣弘前市〇〇町平民基督教々師

當時愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸住

平田 平三

文久三年三月生

熊本縣八代郡〇〇町平民基督教々師

當時愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸住

木庭 利器三

明治五年六月生

東京府東京市牛込区〇〇町〇〇番戸士族基督教々師

當時愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸寄留

大儀見 元一郎

弘化二年正月生

福島縣若松市〇〇町士族基督教々師

當時愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番地ノ内〇〇番戸住

松田 順平

元治元年六月生

右出版法違犯公訴事件ニ付検事佐々木盛干與審理ヲ遂グル処

事実

被告ユージーモルフ平田平三木庭利器三大儀見元一郎松田順平ハ娼妓廢業訴訟

事件ニ関シ運動スル處アリシカ明治三十二年十二月二十日頃モルフ平田木庭大儀見ノ四名申合セ該訴訟取下ニ関スル事實調査ノ顛末ヲ記スル文書ヲ作製シ之ヲ兼テ訪問シ其意見ヲ叩キ且被告等ノ所信ヲ開陳シタリシ當路ノ官吏其他有力者若クハ同志ノ知人ニ報告セント決シ其立案ヲ平田ニ一任シタリ其成ニ及ヒモルフ大儀見ノ兩名ハ同日モルフ宅ニ於テ「ミミオクラフ」ナル器械ヲ使用シ鋼鉄板上ニ蠟紙ヲ布キ之ニ鋼鉄筆ニテ前記文書ヲ書キ之ヲ臺紙ト為シ其下ニ白紙ヲ布キ臺紙上ヨリインキヲ塗り抹シ凡ソ五十通ヲ作製シタリ押収ノ娼妓廢業訴訟願下ニ関スル事實調査ノ結果ト頭スル文書ハ其作製シタル文書ノ一ナリ其内各一通ヲ前説明ノ如ク訪問シ其意見ヲ叩キ西郷内務大臣片岡衆議院議長其他當路ノ官吏又ハ有力者若クハ同志ノ士十数名其外沖愛知縣知事小川同縣警部長川瀨名古屋地方裁判所檢事正及ヒ該件ニ付キ其社員ト談話通信ヲ為シ密接ノ關係ヲ有スル大坂毎日新聞社名古屋通信社ニ配付シ又モルフ平田木庭ノ<sup>〔ママ〕</sup>四名ハモルフ等カ上京ノ際社員等ニ熱心ナル賛成ノ意ヲ表シタリ矯風會長及ヒ其會員ニ配付センカ為同會長矢嶋楯子二十部ヲ配付シタリ又松田ハ右文書立案ノ際ハ不在ニテモルフ等カ之ヲ「ミミヲクラフ」ニ付スルニ當リ奈良ヨリ婦名シモルフ宅ニ至リ前述モルフ等ノ行為ヲ賛同ノ意ヲ表シ五十通ノ内十通許ヲ受取り内一通ヲ兼テ娼妓廢業事件ヲ委托シタリシ奈良ノ辨護士磯田彗三郎ニ參考ノ為メ送付シタリ而シテ右文書ハ被告等ニ於テ出版法第三条ニ遵ヒ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日数日ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出テス（以上第一段然シテ同文書ニハ同法第七条第八条ニ遵ヒ發行印刷ノ年月日發行人印刷者ノ氏名住所ヲ其末尾ニ記載セサリシモノナリ（以上第二段）

### 証拠

第一段ノ事實ハ各被告共ノ陳述相符合シ且ツ他ト之ヲ疑フヘキモノアルヲ認メサレハ之ヲ事實ナリト判定ス第二段ノ事實ハ押収ノ<sup>〔ママ〕</sup>娼妓發業訴訟願下ニ関スル事實調査ノ結果ハ頭スル文書ノ末尾ニ發行印刷ノ年月日發行人印刷者ノ氏名住所ノ記載ナキト之ニ符号スル被告共ノ供述トニ依リ之ヲ事實ナリト認ム

理由

押収娼妓廃業訴訟願下ニ関スル事実調査ノ結果ト頭スル文書ヲ閲スルニ其冒頭ニ本人意見ニ反シ醜業ヲ営マシムルハ既ニ人権上ノ問題ニ属ス然ルニ訴訟ニ於テ勝訴ニ帰シタルモノヲシテ再ヒ本人ノ意見ニ反スル訴訟願下ヲ為スル止ムヲ得サルニ至ラシメタルニ至リテハ更ニ人権上ノ大問題ニアラスヤトノ語ヲ以テ始メ之ニ次クニー「フテ」<sup>〔ママ〕</sup>ノ実父佐野末吉トノ面談ト題シフテ及末吉ニ面會シタル顛末並ニ新聞紙ノ報スル事実ヲ援用シ訴ノ取下カ本人等ノ意思ニアラサルコトヲ叙シ次ニ川渕検事正ト面談ト題シ先ツ川渕検事正ノ言談ノ服ス可カラサル事実トシテ警察ガ裁判所ノ命令抵抗シタル事実達吏ガコソコソ逃ケ帰リタル事実末吉外一名カ非常ノ暴行ニ逢ヒタル事実其翌日訴ノ取下アリタル事実ヲ叙次ニ三警察署ノ証明四知事沖守固氏ノ証明ト題シ行政官カ極メテ明了ニ故意ヲ以テ裁判所ノ命令ニ抵抗シタルコトヲ述ヘ最后ニフデ自筆書一間ヲ掲ケ訴ノ取下ノ其意ニアラサルコトヲ証シタル上其意ニアラサル取下ノ止ムヲ得サルニ至ラシメタル事由ハ緩慢ナル裁判所ノ所置頑固ナル行政官ノ抵抗其重ナルモノナリト断シ噫々哀ムヘシ一婦人ノ権理ハ終ニ伸ヒサルカ否コレ吾人々権上ノ一<sup>〔ママ〕</sup>同題ナリトノ語ヲ以テ末尾トシタルモノニシテ娼妓廃業訴訟取下ニ関スル叙事ヲ主トシテ之ニ短評ヲ交ヘタルモノナリ斯ノ如キ文書ハ出版法第九条ノ通信若クハ報告ヲ以テ目スルヲ得ルヤ否ヤヲ按スルニ本案ニ於ケル文書ハ全ク縁故ナキモノニ配布シタルニアラスシテ曩キニ被告等ニ於テ意見ヲ述ヘ且ツ先方ノ意見ヲモ叩キタルモノ若クハ前以テ談話通信シタルコトアリテ之ニ通信若クハ報告スルヲ相當ナリト認メラルヘキモノニ配布シタルモノニシテ其文体ノ如キハ叙事ヲ主トスルモノナレハ假令論評ヲ加ヘタルモノアリトスルモ一般ニ認メラル、通信書若クハ報告書タルヲ失ハス被告ハ配布シタル文書ニシテ通信書若クハ報告書ナトセハ其作製シタル行為ハ之ヲ印刷ト云フヲ得ルヤ否ヤ其配付ノ行為ハ之ヲ頒布ト云フヲ得ルヤ否ヤニ関セス出版法第九条書簡通信報告（中署）ハ第三条第六条第七条第八条ニ拠ルヲ要セス（下署）アルニ拠リ同法第三条第

七条第八条ノ手續ヲ履踐スルヲ要セス仍テ検事カ前掲第三条文書図畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届ケ出ヘシトアルニ違反シタルモノトシテ同法第二十二條第三条ノ届出ヲ為サシテ文書図畫ヲ出版シタルモノハ五円以上五十円以下ノ罪金ニ處ストアルヲ適用シ處罪スヘキモノナリトノ公訴ハ其理由ナシ要スルニ被告事件罪トナラサルモノトス仍テ刑事訴訟法第二百二十四條（前畧）被告事件罪トナラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ為スヘシ（前畧）トアルニ遵拠シ處斷スヘク押収物件ハ同法第二百二條被告人有罪ナルト否ヤヲ問ハス没収ニ係ラサル差押物ハ所有主ノ請求ナシト雖トモ之ヲ還付スル言渡ヲ為スヘシトアルヲ適用シ處斷スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

主文

被告ユーヂーモルフ平田平三木庭利器三大儀見元一郎松田順平ヲ各無罪トス  
押収物件ハ差出人ニ還付ス

明治三十三年三月三日

於名古屋區裁判所

判事 大場 茂馬  
裁判所書記 奥田錠太郎

原本ニヨリ此謄本ヲ作成ス

明治三十九年二月八日

名古屋區裁判所

裁判所書記 廣瀬朝治郎

**文書 8** （謄本、「名古屋地方裁判所」用紙）

判決

北米合衆國メリーラント州ローフリツチ村基督教宣教師  
目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇  
〇〇番戶寄留

ユーヂーモルフ

三十年八月生

青森縣弘前市〇〇町平民基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸

平田 平三

文久三年三月生

熊本縣八代郡〇〇町平民基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸

木庭 利器三

明治五年六月生

東京府東京市牛込區〇〇町〇〇番戸士族基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸寄留

大儀見 元一郎

弘化貳年正月生

福島縣若松市〇〇町士族基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番地ノ内〇〇番戸

松田 順平

元治元年六月生

右五名ニ対スル出版法違犯被告事件ニ付第一審ノ裁判ニ対スル検事ノ扣訴ヲ受ケ当裁判所ハ審理ヲ遂ケ判決スルヲ如左

主文

原判決ヲ取消ス

被告ユージモルフ平田平三木庭利器三大儀見元一郎松田順平ヲ各罰金五円ニ処ス

押収品ハ各差出人ニ還付ス

理由

被告ユージモルフ平田平三木庭利器三大儀見元一郎松田順平ハ名古屋市旭廓

森田平太郎方娼妓佐野<sup>〔ママ〕</sup>ふてノ娼妓廢業訴訟ニ関シ奔走シタル關係ヨリ該訴訟ノ成行及被告等カ歴訪シタル者ノ意見ヲ表白シテ被告等ノ該事件ニ対シ抱負スル意見ヲ公ニスル為メノ文書ヲ発行セン事ヲ企テ被告平田平三其意ヲ承ケテ娼妓廢業訴訟願下ニ関スル事實調査結果ト題スル文書ヲ編綴シ明治卅二年十二月廿日頃被告ユージーモルフ居宅ニ於テ右文書ヲ「ミミヲクラフ」ト称スル器械ニ掛ケ凡ソ五十部ヲ印刷シ引続キ該書ヲ帶封又ハ其他ノ方法ヲ以テ西郷内務大臣小松原全次官清浦司法大臣安樂警保局長東京毎日新聞社木下尚江東京日々新聞社龍居頼三大坂毎日新聞社大久保慎一名古屋地方裁判所川瀨龍起等二十ヶ所へ各一部ツ、矢島楯子へ十部ヲ頒布シ尚ホ被告松田順平ハ右印刷書ノ内十部ヲ自宅ニ持チ帰り奈良市磯田糸三郎へ一部ヲ郵送シ其他ノ九部ハ被告ノ自宅ニ於テ出会セル各人ニ又ユージーモルフ平田平三ハ被告松田順一<sup>〔ママ〕</sup>全様自宅ニ於テ殘部ヲ頒布シタリ而シテ其発行ニ際シ成規ニ從ヒ内務省ニ届出納本ヲナサザルモノナリ

以上ノ事實中被告ユージーモルフ木庭利器三大儀見元一郎カ前掲文書ヲ編述シミミヲクラフニ掛ケテ之ヲ配布スルニ付共議ヲ為シタルコトハ右被告等カ当公廷ニ於テ自白スル所ニシテ檢事ノユージーモルフ木庭利器三大儀見元一郎ニ対スル聴取書中右自白ト同一旨趣ノ記載アリ檢事ノ被告平田平三ニ対スル聴取書ニ平三モ亦右被告等ノ自白ト同一旨趣ノ記事アリ且ツ被告松田順平ハ十二月廿日頃奈良ヨリ帰宅シユージーモルフ方ニ至リタルニ印刷物ヲ印刷セントスル所ナリシニ付自分ニ賛成ノ意ヲ表シ云々檢事ノ全人ニ対スル聴取書ニ記載アリ而シテ被告松田順平カ賛成シタリトハ調査報告ノ必要アルトハ矯風會員ノ一人ナレハトウカセネハナラヌト思ヒ居タリ云々尚ホ十部ヲ持帰り其内幾部ヲ配布シタル旨当公廷ニ於ケル自陳ニ参照スレハ該文書ヲ摺立テテ頒布スルトニ全意シタルモノト断定セサルヲ得ス故ニ被告等五名カユージーモルフ方ニ於テ共謀シテ右文書ヲ印刷シタルコト明瞭ナリ又平田平三ヲ除ク外被告四名ニ於テハ前掲調書ノ結果ヲ關係者ニ報告シタル者ニシテ頒布スルノ意ニアラサル旨弁解ス

レトモ抑モ頒布トハ関係者ト否トヲ問ハス一般ニ向テ分配スル事ヲ意味スル者ナリ然ルニ被告等カ配布先ハ二十ヶ所斗ト言明シアルニ不拘其残部ハ之ヲ何人ニ配布シタルカヲ弁解為ス能ハサルヨリ見レハ一般ニ迄配布シタルモノト認メ得ヘク從テ頒布タルヲ免レス乃チ警部カ被告平田平三ニ対スル聴取書中云々頒布先ヲ記シ置キタル数ハ二十ヶ所余ニテ大儀見ト自分トニテ之ヲ定ム内務司法兩大臣云々自分モ残部ヲ持ち帰り來訪者中ニ頒布シタリトノ記事アリ被告ユージーモルフニ対スル全聴取書ニ印刷物ヲ頒布シタルハ娼妓廢業願下ニ関スル事實ノ真相（想トセンハ相ノ誤ナラン）ヲ各全感者又政府ニ知得セシムル為メニ頒布シタリ云々ノ記載アリ加之其印刷物ハ被告ユージーモルフ平田平三ニ対スル警部ノ聴衆書中五十部許ヲ印刷シタル旨記載アリ殊ニ矢島楯子ニ対シ十部ヲ送り全人ヲシテ他ニ配布セシメタル旨警部ノ作りタル被告ユーシーモルフノ聴取書ニ記載アリ又被告松田順平モ亦十部ヲ自宅ニ於テ配布シタル旨ノ警部ノ作りタル全人聴取書ニ記載アルニヨレハ被告等ハ各自ニ分担シ頒布シタルモノト認メサルヲ得ス被告平田平三ハ欠席ニシテ其弁解ヲ聴クニ由ナシト雖モ右印刷物ヲ頒布スルニ共謀加功シタル事實ハ前記ユーシーモルフ等四名ニ対する証拠及説明ニヨリ之ヲ認定スルニ足ル又被告等ハ右文書ハ報告書ナリト弁解スレトモ押収ノ娼妓廢業訴訟願下ニ関スル事實調査ノ結果ト題スル文書ニ就テ熟覽スルニ曰ク本人の意志に反し醜業を営ましむるは既に人権上の問題ニ属す然るに勝訴ニ歸したるものをして再び本人の意志に反する訴訟願下を為すの止むを得ざるにいたらしめたるにいたりては更に人権上の大問題にあらずや云々ノ前提ヲ置キ次ニ（一）<sup>〔ママ〕</sup>ふてノ実父末吉との面談テフ題名ヲ掲ケテ訴訟願下<sup>〔ママ〕</sup>ハふての本意にあらず再び本意にならざる醜業を営むに至りたる旨を叙シ次に（二）川渕検事正と面談テフ題ヲ掲テ面談ノ顛末ヲ叙シ是只表面の理論なり事實を見聞するもの誰カ如氏皮想ノ空理に服せんや云々ト論評シ次に（三）警察署長の証明テフ題名ヲ掲ケテ門前町警察署長及ヒ小川警部長カ裁判所ノ仮処分命令ノ執行ヲ拒絶シタリトノ事ヲ叙シ次に（四）知事沖守固氏ノ証明テフ題ヲ



掲ケ云々沖知事ハ名古屋地方裁判所ノ判決ありとも席貸茶屋及娼妓取締規則存  
する以上は之を勵行すべしとの旨ヲ叙シ前掲三四ノ各項ヲ挙ケ検事正ノ談話ト  
ハ全然反対ナルヲ証明シ続キテ氏ノ如ク知事も之を承認するなれば行政者は  
極めて故意を以テ裁判所ノ命令ニ抵抗しつゝあるなり裁判所ハ公に衝突をみと  
めずとは何事そ殊に警官は其職務行政ノ範囲にあるのみならず司法職務をも兼  
ぬるものにて現に検事正ノ所轄をも受くるものにあらずや吾々は今回ノ事件に  
関シ司法行政ノ間に衝突ノ跡を認めずと云へる語を以テ書生ノ空論にも値せず  
と思ふなりと痛論シ次に原被両告ノ間に示談整ひたりとて訴訟願下ノ申請書を  
出せしはふての本意<sup>〔ママ〕</sup>にあらざる事はふて自筆<sup>〔ママ〕</sup>にて実父に渡されたる手紙を以テ  
訴訟願下は他より余義なくせられたることを論じ次に其原因トシテ緩慢なる裁  
判所ノ処置行政者ノ頑固なる抵抗其重なるものたり噫々哀むべし一婦人ノ権利  
は終に伸びるを得ざる乎否これ吾人人權上ノ一問題なりと結論シテ前提ノ文意  
ニ照應セシメタル文書ナレハ報告書又ハ通信ニアラスシテ全クノ意見ヲ発表  
シタル論文ナリトス又ミミヨクラフニ掛ケテ摺リタルハ出版ニアラストノ弁解  
ナレトモ該文書ハ蠟紙ヲ銅板上ニ布キ之ニ鉄筆ヲ以テ文字ヲ印シ臺紙トナシ下  
ニ白紙布キインキヲ用テ之ヲ刷出シタルモノナレハ之ヲ出版法ニ所謂印刷ト認  
定セサルヲ得ス又該書ハ十二月二十日頃ノ発行ナレトモ発行ノ日ヨリ到達スヘ  
キ日数ヲ除キ三日<sup>前</sup>ニ製本二部ヲ添へ内務省ニ届出サルヲハ被告ユージーモル  
フ等カ当公廷ニ於ケル自白ニヨリ信ヲ措クニ足ル之ヲ要スルニ前掲ノ事実ノ証  
憑十分ナリトス

右ノ所為ハ明治二十六年法律第十五号出版法第三条ニ違犯スルヲ以テ第二十二  
条ヲ適用シ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処シ押収書類ハ刑事訴訟法第二百二条  
ニ則リ各差出人ニ還付スベキモノトス

然ルニ原裁判所ニ於テハ前提ノ事実ヲ認めナカラ右文書ヲ以テ娼妓廢業訴訟取  
下ニ関スル叙事ヲ主トシ之ニ短評ヲ加ヘタルモノトシ出版法第九条ニ所謂通信  
若クハ報告ヲ以テ目シ得ヘキ通信書若クハ報告書タルヲ失ハサル旨ノ理由ヲ付

シ全条ニ属スル除外例ノ文ナリト認定シ全三条ノ違犯ニアラストシ刑事訴訟法  
第二百二十四条ニヨリ被告事件罪トナラサルモノトシ無罪ノ判決ヲ為シタルハ  
失当ノ裁判ニシテ検事の扣訴ハ其理由アルモノトス

依テ刑事訴訟法第二百六十一条第二項ニ則リ原判決ヲ取消シ更に扣訴ヲ為スベ  
キモノトス

前揚ノ理由ナルニヨリ被告五名ニ対シ判決スル事主文ノ如シ

被告平田平三ハ公判ニ際シ欠席ナレハ自ラ判決ノ送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因  
リ刑ノ言渡アリタルヲ知リタル日ヨリ三日間ハ故障ヲナスヲ得

検事三井十三二千与本件

明治三十三年三月三十日

於名古屋地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 松宮金之助

判事 結城 顕彦

判事 内山 信民

裁判所書記 市橋 敏雄

右原本ニヨリ此謄本ヲ作ル

明治三十九年二月七日

名古屋地方裁判所

裁判所書記 村田芳太郎

**文書9**（謄本、「名古屋控訴院」用紙）

判決書

北米合衆國メリーランド州ローフリツチ村基督教宣教師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇〇〇番戸寄留

ユージーモルフ

三十年八月生

青森縣弘前市〇〇町平民基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸

平田 平三

文久三年三月生

熊本縣八代郡〇〇町平民基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸

木庭 利器三

明治五年六月生

東京府東京市牛込区〇〇町〇〇番戸士族基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番戸寄留

大儀見 元一郎

弘化二年正月生

福島縣若松市〇〇町士族基督教々師

目下愛知縣名古屋市〇〇町〇〇番地ノ内〇〇番戸

松田 順平

元治元年六月生

右出版法違犯被告事件ニ付明治三十三年三月三十日名古屋地方裁判所ニ於テ言  
渡シタル第二審判決ニ対スル被告五名ノ上告審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告平田平三ノ上告ヲ審査スルニ原欠席判決ニ対シ故障ヲナサス直ニ上告ヲ為  
シタルモノニシテ凡ソ欠席判決ニ対シテハ故障ヲ為スコト通例ニシテ法律ニ特  
別ノ規定ナキ以上ハ直ニ上訴ヲ為スコトヲ許サ、ルモノナク而シテ刑事訴訟法  
上直ニ上告ヲ許スノ規定ナキヲ以テ本上告ハ許ス可カラス故ニ棄却スヘキモノ  
トス

被告ユージーモルフ大儀見元一郎上告趣意ノ第一点ハ原裁判所ニ於テハミミオ  
グラフヲ以テ製造シタル文書ヲ印刷物ト見做セリト雖トモソハ<sup>〔ママ〕</sup>ミミオラフノ使  
用ヲ解セサルヨリ來ルノ論定ニシテ抑モ出版法第一条ノ所謂印刷物ハ普通活版

若クハ木版ヲ以テ印刷セルモノヲ指セルハ即チ明カニ立法ノ精神ナリ故ニ該文書ヲ以テ印刷物ト論定スルハ法則ヲ不当ニ適用シタルモノナリト云ヒ松田順平木庭利器三カ上告趣意ノ第一点ハ右ト全一論旨ニ加フルニ出版法第一条ニハミミオグラフノ如キペン若クハ筆ヲ以テ書スル代リニ欧米諸国ニ於テモ我國ニ於テモ苟モ時間ノ經濟ヲ計ル為メニ一般ノ家庭ニ使用セラル、モノヲ含マサルハ蓋シ立法ノ精神ニシテ一点ノ疑義ナキ所ナリト云フニ在レトモ出版法第一条ニ所謂印刷物トハ上告論旨ノ如キ普通活版若クハ木版ヲ以テ印刷シタルモノ、ミヲ指スニアラスシテ其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文章図畫ヲ印刷シタルモノハ全条ノ制裁ヲ受クヘキモノナルヲ以テ原判決ニ被告等ノ該事件ニ対シ抱負スル意見ヲ公ニスル為メノ文書ヲ發行セシコトヲ企テ被告平田平三其意ヲ承ケテ娼妓廢業訴訟願下ニ関スル事實調査ノ結果ト題スル文書ヲ編綴シ明治三十二年十二月二十日頃被告ユージーモルフ居宅ニ於テ右文書ヲミミオグラフト称スル器械ニ掛ケ凡ソ五十部ヲ印刷シト認定シ出版法ノ制裁ヲ受クヘキモノト判決シタルハ相当ニシテ上告論旨ハ其理由ナシ被告ユージーモルフ松田順平木庭利器三大儀見元一郎上告趣意ノ第二ハ原裁判所ニ於テハ該文書ヲ頒布セルモノト論定セラレタリト雖トモ其送付セシ處ハ特定ノ人々即チ全意者若クハ該記事ニ関シ曾テ意見ヲ問ヒタル人々ニ限レル者ニシテ出版法ノ所謂頒布ニ非ス是又法則ヲ不当ニ適用シタルモノナリト云フニ在ルモ原判決ニ該書ヲ帶封又ハ其他ノ方法ヲ以テ西郷内務大臣（以下氏名畧ス）等二十ヶ所へ各一部ツ、矢島楫子へ十部ヲ頒布シ尚ホ被告松田順平ハ右印刷書ノ内十部ヲ自宅ニ持帰り奈良市磯田糸三郎へ一部ヲ郵送シ其他ノ九部ハ被告ノ自宅ニ於テ出会セル各人ニ又ユージーモルフ平田平三ハ被告松田順平全様自宅ニ於テ残部ヲ頒布シタリトアリテ出版法第一条ニ所謂頒布ノ意義ニ適合スル認定ニシテ上告論旨ハ畢竟之レカ事實認定ヲ非難スルニ過キサレハ其理由ナシ被告四名カ上告趣意ノ第三点ハ原裁判所ニ於テハ該文書ヲ以テ出版法第三条第七条第八条ノ手続ヲ要スヘキモノニシテ全法第九条ノ書簡通信報告ニ非スト論定セラレタリト雖トモ該文書ハ

全ク縁故ナキモノニ配布シタルニ非ラスシテ曩ニ被告ニ於テ意見ヲ述ヘ且ツ先  
方ノ意見ヲモ叩キタル者ニ有リテハ前以テ談話通信シタル事アリテ之ニ通信若  
クハ報告スルヲ相当ナリト認メラルヘキモノニ配布シタル者ニシテ其文体ノ如  
キハ叙事ヲ主トスルモノナレハタトヘ論評ヲ加ヘタルモノアリトスルモ一般ニ  
認メラル通信書若クハ報告書タルヲ失ハス故ニ該文書ハ出版法第九条ニ該当ス  
ルモノニシテ被告カ全法第三条第七条第八条ノ手續ヲ履行セサリシハ至当ノ行  
為ニシテ右ニ對スル原判決ハ全ク法則ヲ不当ニ適用シタルモノナリト云フニ在  
レトモ原判決ニ於テ本件印刷物ハ出版法第一条ニ所謂印刷物ニシテ書簡通信報  
告ノ類ニ非スト認定シタル以上ハ本論旨ハ自然消滅ニ帰スルヲ以テ別ニ説明セ  
ス被告ユージーモルフ上告趣意ノ第四点ハ被告平田平三及ヒ当被告人ニ係ル警  
察官ノ聞書ヲ以テ唯一ノ証拠トシテ採用セラレタルモ右ハ証拠力ヲ有スル性質  
ノモノニ非ス何ントナレハ該聞書ナルモノハ被告平田平三及ヒ当被告人ヲ門前町  
警察署ニ召喚シミニオグラフニ関スル件共全被告人間ノ關係ヲミニオグラフニ  
ヨリ得タル文書ノ配布方法等ニ付キテ訊問セラレタル問答ヲ摘記シタルモノナ  
リトス元來警察官ハ犯罪嫌疑者ヲ召喚シテ之レヲ訊問スルノ権力ナク又證憑集  
取ノ権ナキモノナルヲ以テ右ニヨリ得タル事情ハ元トヨリ証拠ノ効力ヲ有セザ  
ルハ明カナリ如此証拠力ナキ警察官ノ聞書ヲ以テ刑事訴訟法第九十条ノ証拠ト  
シテ断罪ノ資料ニ供セラレタルハ法律ニ違背シタル不法ノ判決ナリト云フニ在  
ルモ一件記録中右聞書ニ適合スル平田平三及ヒユージーモルフノ警察聞取書ヲ  
査閲スルニ毫モ刑事訴訟法ニ所謂召喚状ヲ發シ訊問作製シタル事跡ナク又警察  
官ノ聴取書ナルモノハ其職務上見聞シタル事柄ヲ記載シタル書面ニシテ刑事訴  
訟法第九十条ニ所謂諸般ノ徴憑ト称スヘキモノナルヲ以テ之ヲ断罪ノ資料ニ供  
シタリトテ不法ニアラス故ニ本論旨モ其理由ナシ被告松田順平上告趣意ノ第四  
点ハ被告ハ第一審及ヒ第二審ニ於テ弁明セシ如ク當時彼ハ不在ニシテ右文書ヲ  
作製該器ノ使用ニ從事セサリシハ明カナル事實ニシテ唯事實ノ調査ニ干係シタ  
ルノミナレハ該文書ノ委託者ニアラス文案起草者ニモアラス又器械ノ使用者ニ

モアラサルニ第二審法廷ニ於テ此ノ如キ判決ヲ下セシハ明カニ擬律ノ錯誤ナリト云フニ在ルモ其ハ承審官ノ職権ニ属スル事実ノ認定ヲ非難スルニ過キサレハ上告適法ノ理由トナラス被告四名弁護士擴張論旨ノ第一点ハ原判決理由ノ部ニ於テ前略又平田平三ノ除ク外被告四名ニ於テハ前掲調査ノ結果ヲ干係者ニ報告シタルモノニシテ頒布スルノ意ニ非ラサル旨弁解スルモ抑モ頒布トハ干係者ト否トヲ論セス一般ニ向テ分配スルコトヲ意味スルモノナリト説明シ頒布ナル法語ハ公衆の意義ニシテ撰擇の意義ニアラサルコトヲ認メラレタリ果シテ然ラハ本件ノ配布書面カ事実公衆ノ眼目ニ觸ルヘキ手段方法ニ於テ一般ニ公布シタル證憑アルニアラサレハ之ヲ以テ頒布ナリト云フヲ得サルコトハ原裁判官亦異議ナキ処ナルヘシ而シテ本件事実ハ書面ノ作製ハ現ニ五十部ニ過キス殊ニ之レカ配付ノ目的ハ被告等カ全志全情ノ者及ヒ事ノ顛末ニ干与シタル或ルー部ノ者ニ向テ事情ヲ知悉セシムルタメニ出テタル確定シタル人即チ撰摺シタル数人ニ對シテノ配与ニアルコトハ本件事態ノ之ヲ表顯スル処ナルヲ以テ其配布ハ一般ニ公布シタルニアラサルヤ明カナリ然ルニ現判ハ配布先カ二十ヶ所ノ外何人ニ配布シタルカヲ明言セサリシトテ之ヲ以テ輒ク一般ニ公布シタルモノナリト速断セラレタルハ理由ニ齟齬アル不当ノ認定ナリト信スト云フニ在ルモ上告第二点ニ對スル説明ニ依リ了解ス可ク全第二点ハ原裁判理由ノ末段ニ於テ「又被告等ハ右文書ハ報告書ナリト弁解スルモ押収ノ娼妓廃業訴訟願下ニ関スル事實調査ト題スル文書ニ就テ熟覽スルニ云々報告書又ハ通信ニアラスシテ全クーノ意見ヲ發表シタル論文ナリトス」トアリ承審官ハ事実ノ認定ハソノ職権ニ於テ自由ニ之ヲ為スコトヲ得ヘシト雖トモ文體ノ明弁ハ自己カ随意ノ見ヲ以テ断定スルノ職権アルコトヲ知ラス然ハ一ノ文章ヲ採テ報告文體ナリシヤ又ハ論文體ナリシヤノ區別ハ須ラク明カニ其標準ヲ指摘シ以テ其文ノ體様ヲ判示スヘキ筋ナルニ原判ハ漫然被告等カ報告書ナリトノ弁解ヲ抹殺シ論文ナリト断定シタルハ裁判ニ理由ニ付セサル不当アリト信スト云フニ在ルモ上告第三点ニ對スル説明ニヨリ了解スヘシ

右ノ理由ニ付本件上告ハ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則トリ棄却スヘキモノナルヲ以テ主文ノ如ク判決ス

検事亀山直秀本件ニ干與ス

明治卅三年四月廿五日

於名古屋控訴院刑事部

裁判長判事 平石 氏人

判事 西 平

判事 村瀬 孝文

判事 山田 豊

判事 荒井 操

裁判所書記 斎藤清之丞

右贍本也

明治卅九年一月六日

名古屋控訴院

裁判所書記 小口鐮太郎

\* 本研究は、JSPS 科研費 JP18K11898の助成を受けたものです。

## 注

- (1) 杉井六郎「小沢三郎編日本プロテスタント史史料(一) 謀者豊田道二の耶蘇教徒探索報告書について」『キリスト教社会問題研究』第20号、1972年、174-175頁。
- (2) 自由廃業運動の概略については、拙著『性を管理する帝国—公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』(大阪大学出版会、2017年)第5章、および拙稿「山室軍平と廃娼運動—日英関係史の視点から」『慈愛と福祉 岡山の先駆者たち2』(山陽放送学術財団、2020年)参照。
- (3) マーフィーの名前は、戦前の史料では「モルフィ」や「モルフ」と記されていることが多いが、現在、Murphy は一般的にマーフィーと表記されることから、本稿でもそのように記載する。また、マーフィーの名前は、日本で刊行された研究書や事典では、しばしばユリシーズ・グランド (Grand)・マーフィーと誤記されているが、人文研所蔵の『小沢資料』に収められた英文書簡の中で、マーフィー自身が自己紹介として“My full name is Ulysses Grant Murphy.”と記しており(伊藤与雄牧師宛

て書簡、1951年11月9日）、ユリシーズ・グラント（Grant）・マーフィーが正しい表記である。

- (4) 小澤三郎『日本プロテスタント史研究』東海大学出版会、1964年、38頁。
- (5) ただし、本稿Ⅲで史料を翻刻して掲載するにあたっては、個人情報保護の観点から、住所地の町名以下の記載（町名および字や番地の表記）を伏せ字（○○）とした。遊廓の所在地はそのまま記した。
- (6) マーフィーの自由廃業運動についての数少ない先行研究のうち、小川京子の著作は、佐野ふでの事件（「小六事件」）に言及している（ユリシーズ・グラント・モルフィ著、小川京子訳・解説『石つぶての中で モルフィの娼婦運動』不二出版、1984年、39-53頁）。しかし小川は、小澤三郎が佐野ふでの手紙を持っていたことを示唆しながらも、彼女自らが依拠した史料は主に『扶桑新聞』であり、その記事自体に誤りがあるために、説明に不正確な点が見られる。
- (7) 村上雄策「自由廃業運動の初期」『廓清』第16巻第9号、1926年9月（復刻版、龍溪書舎、1980年）。また、同じ『廓清』第16巻第9号に掲載されたユー、ゲー、モルフィ「東西二大陸の日本人」においても、「佐野ふみ」と記されているが、これは翻訳時に村上雄策の原稿に合わせた誤記だと考えられる。
- (8) 沖野岩三郎『娼妓解放哀話』中公文庫、73頁。
- (9) U.G. モルフィ「日本に於ける人権上の大問題 新民法と縣令との衝突」『東京獨立雑誌』第51号、1899年12月5日。
- (10) その訴状の日付については、本稿の文書3や矯風会の『婦人新報』第32号に掲載された「名古屋の娼妓廃業事件」に転載された訴状では1899年10月21日となっているが、マーフィーの著書（*The Social Evil in Japan and Allied Subject*）では同年10月23日と記されている。本稿では、前2者が一致していることから、10月21日がその正しい日付だと推定した。
- (11) 『扶桑新聞』の記事では、佐野ふでの救済に関与した者として、福住常三郎、大塚泉彌の名前も挙げられている（『扶桑新聞』1899年11月15日）。木庭利器三の名前の姓の読みについては、新聞記事では「きば」とルビがふってあるものが多いが、渡米後の彼とその家族について報じた新聞記事では彼の名は「コバ」であると記されており（『東京朝日新聞』1923年5月18日9面）、また、熊本県八代郡の出身であることから、本稿では「こば」と推定した。なお、平田平三については田中亀之助『平田平三伝』（基督教出版社、1938年）を、大儀見元一郎については太田愛人ほか著『大儀見元一郎とその時代 侍から牧師へ・一幕臣の軌跡』（新教出版社、1994年）を参照した。

（第20期第2研究会による成果）



